

徳島大学学部における入学料及び授業料の徴収猶予等に関する選考基準

令和2年5月22日
学 長 裁 定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、徳島大学入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規則（昭和52年規則第564号。以下「規則」という。）第25条の規定に基づき、徳島大学学部（以下「学部」という。）における入学料及び授業料の徴収猶予等に関する選考等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2章 入学料の徴収猶予

(入学料徴収猶予者)

第2条 規則第6条第1項第1号による入学料徴収猶予の対象となる者は、当該年度の入学試験に合格し本学の学部に入学者であって、本人の属する世帯の前年の総収入金額を別紙1の総所得金額算定方法により算定された総所得金額（以下「総所得金額」という。）が別紙2の収入基準額以下の者とする。

2 規則第6条第1項第2号による入学料徴収猶予の対象となる者は、当該年度の入学試験に合格し本学の学部に入学者（私費外国人留学生を除く。）であって、原則として総所得金額が別紙2の収入基準額以下の者とする。

3 規則第6条第1項第3号による入学料徴収猶予の対象となる者は、当該年度の入学試験に合格し本学の学部に入学者（私費外国人留学生を除く。）であって、次に掲げる各号の一に該当する者で、原則として総所得金額が別紙2の収入基準額以下の者とする。

(1) 入学前1年以内において、学資負担者が失踪又は行方不明になった場合

(2) 入学前1年以内において、学資負担者が、事業の倒産、失職等により家計が急変した場合

(3) 生活保護法による被保護世帯の者であって母子若しくは父子世帯の者又は孤児

(4) 学資負担者が、重度の障害者又は長期療養者（6ヶ月以上）で就業不能の状態の場合（私費外国人留学生）

第3条 私費外国人留学生の入学料徴収猶予における総所得金額については、別紙1の総所得金額算定方法にかかわらず、本人（配偶者のある場合は、配偶者を含む。）の収入（本国からの定期的な送金を含む。）及び奨学金をもって充てるものとする。

第3章 授業料の徴収猶予等

(授業料の徴収猶予者又は月割分納者)

第4条 規則第14条第1項第1号による授業料の徴収猶予又は月割分納の対象となる者は、総所得金額が別紙2の収入基準額以下の者で、第5条に定める学力の基準を満たしている者とする。

2 規則第14条第1項第3号による授業料の徴収猶予又は月割分納の対象となる者（私費外国人留学生を除く。）は、原則として総所得金額が別紙2の収入基準額以下の者とする。

3 規則第14条第1項第4号による授業料の徴収猶予又は月割分納の対象となる者（私費外国人留学生を除く。）は、次に掲げる各号の一に該当する者であつて、原則として総所得金額が別紙2の収入基準額以下の者とする。ただし、第3号から第6号に該当する者は、特別の理由がある者として、次条に定める学力の基準を満たし、総所得金額が別紙2の当該基準額を超える場合であつても、当該基準額を超える金額が当該基準額の10%の額の以内であれば、授業料免除の対象とすることができる。

- (1) 授業料の各期の納期前6ヶ月以内（新入学生は、入学前1年以内）において、学資負担者が失踪又は行方不明になった場合
- (2) 授業料の各期の納期前6ヶ月以内（新入学生は、入学前1年以内）において、学資負担者が事業の倒産、失職等により家計が急変した場合
- (3) 授業料の各期の納期の6ヶ月より前（新入学生は、入学の1年より前）から、第1号及び前号に掲げる場合と同等の事情があると認められる世帯の者
- (4) 生活保護法による被保護世帯の者
- (5) 母子若しくは父子世帯の者又は孤児
- (6) 障害者又は長期療養者（6ヶ月以上）を含む世帯の者（学力の基準）

第5条 学力の基準は、次のとおりとする。

- (1) 学部1年次の場合、高等学校等の調査書における評定平均値が3.5以上、又は学科等における入学試験の成績の順位が上位3分の1以内とする。ただし、前条第3項第3号から第6号までの特別な事情による授業料の徴収猶予又は月割分納の申請の場合は、高等学校等の調査書における評定平均値が3.3以上、又は学科等における入学試験の成績の順位が上位2分の1以内とする。
 - (2) 学部2年次以上の場合、標準修得単位を修得し、学年の前年までの成績の順位が上位2分の1以内とする。ただし、前条第3項第3号から第6号までの特別な事情による授業料の徴収猶予又は月割分納の申請の場合は、標準修得単位を修得し、学年の前年までの成績の順位が上位3分の2以内とする。
- 2 申請の前年に留年した者又は最短修業年限を超えた者は、授業料の徴収猶予又は月割分納の対象としない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、授業料の徴収猶予又は月割分納の対象者とする。

この場合、授業料の徴収猶予又は月割分納の申請にかかる学業成績については、当該留年等の前年における成績の順位が上位2分の1以内とする。ただし、前条第3項第3号から第6号までの特別な事情による授業料の徴収猶予又は月割分納の申請の場合は、学科等における当該留年等の前年までの成績の順位が上位3分の2以内とする。

- (1) 長期療養のため休学した場合、休学期間に満たない期間の病気のために単位修得ができなかった場合及び単位修得試験の当日の病気により単位修得ができなかった場合。なお、病気には外傷を含むが、法令等に違反した行為が病気の原因である場合は除く。
- (2) 留学のため単位修得ができなかった場合。ただし、本来の学業修得のため真に有益であるとは認められない留学や留学期間がおおむね半年未満の留学は除く。
- (3) 出産・育児のために休学した場合

- (4) 国又は地方公共団体等の求めに応じ、休学して公共的な事業に参加した場合
- (5) 学資負担者の不在や被保護世帯のため、学業と平行して学資獲得のためのアルバイト又は常勤の業に就いた場合
- (6) 本人が身体障害者である場合
- (7) その他学長がこれらと同等以上の事情があると特に認めた場合

3 前項の事由により授業料の徴収猶予又は月割分納を行う場合でも、留年又は最短修業年限超過の期間は、原則として1年間とする。ただし、学長が真にやむを得ない事由があると特に認めた場合には、留年又は最短修業年限超過の期間は、最長2年とすることができる。

(私費外国人留学生)

第6条 私費外国人留学生の授業料の徴収猶予又は月割分納における総所得金額については、別紙1の総所得金額算定方法にかかわらず、本人（配偶者のある場合は、配偶者を含む。）の収入（本国からの定期的な送金を含む。）及び奨学金をもって充てるものとする。

第4章 協議

(協議)

第7条 入学料の徴収猶予及び授業料の徴収猶予又は月割分納に関する選考においてこの基準により難しい場合は、学生委員会において協議するものとする。

附 則

この基準は、令和2年5月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

総所得金額算定方法

総所得金額とは、申請者の属する世帯の金銭、物品などの1年間の総収入金額から、必要経費及び特別控除額を差し引いた金額をいう。

なお、1年間の総収入金額は、申請の前年1年間の額（返済義務のない奨学金は、申請の前年度1年間に実際に受けた額を申請の前年1年間の額とみなすこと。）によることとし、これにより難しい場合は、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の取扱いを準用する。

また、総所得金額の算定に当たっては、本人及び配偶者（以下「本人等」という。）の収入についても、総所得金額に算入するものとする。ただし、本人等の収入が当該年度において皆無であることが明らかな場合は、前年において収入がある場合であっても、総所得金額に算入しなくて差し支えないものとする。

1 必要経費

必要経費の控除は、次の所得の種類別により取り扱う。

(1) 給与所得

俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給、賞与及びこれらの性質を有する給与等（扶助料、傷病手当金等を含む。）の場合は、次の表によって得られた控除額を必要経費として、総収入金額から控除する。

収入金額（税込）	控除額
104万円以下	収入金額と同額
104万円を超え200万円まで	収入金額×0.2+83万円
200万円を超え653万円まで	収入金額×0.3+62万円
653万円を超えるもの	258万円

注1）給与所得者が2人以上いる場合は、この計算は各人別に行う。

注2）同一人に2つ以上の収入源があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算したあと、千円未満は切り捨てて総所得金額を算定する。

(2) 商業、工業、林業、水産業所得

年売上げ高から、必要経費として、売上品原価と営業経費とを控除する。

なお、売上品原価には、当該年度内の仕入れであっても、年度末に在庫として残っている分（たな卸資産）は含まない。

また、営業経費とは、雇人費、減価償却費、業務に係る公租公課等収入金額を得るための必要経費をいう。

(3) 農業所得

総粗収入から必要経費として、肥料、種苗、蚕種、家畜の飼料、動力機の燃料等（過去一年間の収入を得るために実際に消費したもの）の購入費を控除する。

なお、総粗収入には、農作物の種類別に作付面積から総収量を算出し、これに販売価格を乗じて得た金額（粗収入）のほか、養蚕、牧畜、養豚等農作物以外の収入及び副業収入がある場合には、その収入金額を、すべて前記の収入金額（粗収入）に加算する。

また、家計仕向け分（自家消費）も販売価格で換算して含めるものとする。

(4) その他の職業による所得及び雑所得

給与、商業、工業、林業、水産業、農業以外の職業（開業医、弁護士、著述業、公認会計士、外交員、税理士、大工、左官等）によって収入を得ている場合及び利子、配当、家賃、間代、地代、内職収入、親戚・知人等からの援助等の収入の場合、

それぞれの収入を得るための必要経費を要したときは、収入金額からその必要経費を控除する。

(5) 臨時的な所得

公租公課等の経費を控除する。

なお、臨時的な所得とは、退職金、退職一時金、保険金、資産の譲渡による所得及び山林所得をいい、当該授業料免除実施前6か月間における収入のみとする。

2 特別控除額

母子・父子世帯、就学者のいる世帯、その他特別の事情のある世帯について、次表の特別控除額を控除する。

区 分	特別の事情	自宅通学	自宅外通学		
本人を対象とする控除		28万円	72万円		
世帯を対象とする控除	母子・父子世帯	49万円			
	就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生1人につき)	小学校	8万円		
		中学校及び中等教育学校の前期課程	16万円		
			高等学校及び中等教育学校の後期課程	国公立	28万円
		私 立		41万円	60万円
		高等専門学校	国公立	36万円	55万円
			私 立	60万円	80万円
		大学	国公立	59万円	102万円
			私 立	101万円	144万円
		専修学校（高等課程）	国公立	17万円	27万円
			私 立	37万円	46万円
		専修学校（専門課程）	国公立	22万円	62万円
			私 立	72万円	112万円
		障がい者のいる世帯	障がい者1人につき	86万円	
長期療養者のいる世帯	療養のため経済的に特別な支出をしている金額				
主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している金額。ただし、71万円を限度とする。				
火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段（田、畑、店舗等）に被害があって、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額				
父母以外の者で収入を得ている者の世帯	父母以外の者の所得者1人につき38万円 なお、その所得が38万円未満の場合はその所得額 ただし、本人及び配偶者の所得については控除できない。				

注1) 世帯を対象とする控除については、該当する特別の事情が2以上ある場合にはそれらの特別控除額をあわせて控除することができる。

注2) 母子・父子世帯の認定方法は、独立行政法人日本学生支援機構奨学金の母子・父子世帯の認定方法に準じる。

注3) 「就学者のいる世帯」による控除は、就学者の中に出願者本人分は含まない。

収入基準額

【収入基準額表】

世帯 人員	1人	1,670,000円
	2人	2,660,000円
	3人	3,060,000円
	4人	3,340,000円
	5人	3,600,000円
	6人	3,780,000円
	7人	3,950,000円
	1人増すごとに (注2)	[170,000円]

(注2)世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに〔 〕に記載している金額を世帯人員7人の収入基準額に加算します。